

# 介護保険 特定福祉用具購入費支給申請のご案内

在宅で介護を必要とする方が、都道府県の指定を受けた販売事業者から一定の基準を満たした福祉用具を購入した場合、申請に基づき市から購入費の支給をおこないます。

## 申請できる方

要介護または要支援の認定を受けていて、在宅で生活している方。

## 対象の福祉用具 ※詳細は別紙参照

- 1.腰掛便座
- 2.自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3.排泄予測支援機器
- 4.入浴補助用具
- 5.簡易浴槽
- 6.移動用リフトのつり具の部分

※以下は令和6年4月からの購入が対象で、貸与(レンタル)または購入の選択制になります

- 7.スロープ
- 8.歩行器
- 9.歩行補助つえ

## 申請方法

申請により負担割合に応じて購入費の7~9割分が支給されます。介護度にかかわらず同じ年度内(4月から翌年3月まで)の購入費は10万円が上限です。申請方法には次の2通りがあります。

### 1.償還払い

購入にかかった費用の全額をいったん販売事業者支払い、その後、市に購入費の申請をすることで対象額が支払われる方法。

### 2.受領委任払い

負担割合に応じた金額を販売事業者支払い、その後、購入者からの委任に基づき事業者が市に購入費の申請することで対象額が支払われる方法。この支払方法は山武市と受領委任払契約をしている事業者からの購入に限られます。

### 負担割合1割の方が50,000円の福祉用具を購入した場合の例

- 償還払い:事業者へ50,000円支払い、後日、市から本人へ45,000円が支給される
- 受領委任払い:事業者へ5,000円支払い、後日、市から事業者へ45,000円が支給される

## 申請の流れ

- 1.事前相談 契約しているケアマネジャーやお住まいの地区の地域包括支援センターに福祉用具の相談をする。
- 2.選定・購入・支払い 販売事業者の福祉用具専門相談員に相談し、品目や購入方法を定める。
  - ①償還払いの場合

販売事業者に購入費用の全額を支払う。

## ②受領委任払いの場合

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書に記名・押印し、販売事業者に購入費の自己負担分を支払う。

3.購入費の申請 支給申請書に記入のうえ必要書類を添えて高齢者支援課介護給付係に申請する。

4.支給決定(申請から概ね1か月程度)

市で申請書類を審査し支給・不支給の決定をおこないます。償還払いは本人宛、受領委任払いは販売事業者宛に通知のうえ指定口座へ振り込みます。

5.購入後のメンテナンス

購入した福祉用具を安全に利用するため、福祉用具専門相談員に適切な利用や保管の方法を確認し、不具合等がある場合は相談しましょう。なお、メンテナンスにかかる費用は販売事業者との契約によりますのでご確認ください。

## 申請に必要な書類

1.「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」2.本人宛の領収書原本(原本返却希望の場合はコピーと合わせて提出)3.購入した福祉用具のパンフレットのコピー(金額、仕様等が確認できるもの)

※すのこ購入の場合は形状やサイズを記載した図面も添付してください

## 4.【受領委任払いのみ】

山武市長宛の請求書

## 5.【排泄予測支援機器のみ】

①医学的所見がわかる書類(以下のいずれか)

- 介護認定審査における主治医の意見書
- サービス担当者会議等における医師の所見
- 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- 個別に取得した医師の診断書等

②「排泄予測支援 確認調書」

## 注意事項

以下は支給の対象外となりますのでご注意ください

- 1.介護認定の有効期間外に購入したもの(認定申請中の場合は結果が出た後にご申請ください)
- 2.入院や施設入所中に購入したもの(退院・退所後にご購入ください)
- 3.ホームセンターや通信販売等で購入したもの(都道府県が指定する特定福祉用具販売事業者から購入したものに限られます)
- 4.同じ種目の再購入(身体状況の著しい悪化や破損等の特別な理由があり市が認めた場合は可)
- 5.購入費用の上限額を超えた分
- 6.福祉用具に付帯する特別な機能にかかる費用(真に必要があり市が認めた場合は可)
- 7.設置や処分、維持にかかる費用

## ◎特定福祉用具の種類

<p>1.腰掛便座(以下のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</li> <li>●洋式便器の上に置いて高さを補うもの</li> <li>●電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</li> <li>●便座、バケツ等からなり移動可能である便器(居室において利用できるもの)</li> </ul>
<p>2.自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>自動排泄処理装置の(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるもので、介護を行う者が容易に交換できるもの</p>
<p>3.排泄予測支援機器(令和4年4月から)</p> <p>利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を介護者に自動で通知するもの</p>
<p>4.入浴補助用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)入浴用いす:座面の高さが概ね35cm以上またはリクライニング機能を有するもの</li> <li>(2)浴槽用手すり:浴槽の縁を挟み込んで固定できるもの</li> <li>(3)浴槽内いす:浴槽内に置いて利用できるもの</li> <li>(4)入浴台:浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの</li> <li>(5)浴室内すのこ:浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</li> <li>(6)浴槽内すのこ:浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</li> <li>(7)入浴用補助ベルト:要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの</li> </ul>
<p>5.簡易浴槽</p> <p>空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のために工事を伴わないもの</p>
<p>6.移動用リフトのつり具の部分</p> <p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>
<p>7.スロープ(令和6年4月から貸与との選択制)</p> <p>主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のみは除く</p>
<p>8.歩行器(令和6年4月から貸与との選択制)</p> <p>脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く</p>
<p>9.歩行補助つえ(令和6年4月から貸与との選択制)</p> <p>カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチおよび多点杖に限る</p>

## ～申請書類を提出する事業所の方へ～

特定福祉用具購入費の申請にあたっては以下の点にご留意ください。

- 各種書類に記入・押印もれはないか
- 押印は朱肉を使う印鑑でされているか(スタンプ印は不可)
- 「要介護状態市分」「認定有効期間」「負担割合」は購入日時点のものか
- 「購入金額」「被保険者負担額」「介護給付額」は負担割合に応じているか
- 被保険者証に給付減額の記載がないか
  - ★減額期間中は 1～2 割負担の方が「3 割」、3 割負担の方が「4 割」負担となります
- 「購入日」は適切な日にちであるか
  - ★原則、代金領収日(領収書の日付)が購入日となります
  - ★入院中、施設入所中、要介護認定期間外、資格喪失後、死亡後の購入は不可
  - ★複数種目購入で購入月が異なる場合は月ごとに支給申請書を作成します
- 「必要な理由」は本人の身体状況から真に必要と考える理由が記載されているか
  - ★当該福祉用具がないと日常生活に著しく支障があることを明示ください(支給を受けられたら購入するという状態では著しく支障があるとは認められません)
  - ★当該福祉用具に付加機能があるものについても真に必要な理由が必要です
  - ★再購入の場合はその理由を明示してください
  - ★スロープ・歩行器・歩行補助つえについては複数個の利用も想定されるため、必要個数や理由を記入してください
- 各種書類に記入する日付の前後関係に整合性があるか
- 時効は過ぎていないか
  - ★介護保険法第 200 条第 1 項の規定により請求時効は「購入日の翌日から 2 年」
  - ★支給限度額や購入歴確認のためにも購入後は速やかにご申請ください